

(15) 北海道種子協議会設置要領

制定	平成 2 年	6 月 1 8 日	畑園第 7 8 7 号
	農 政 部 長 通 知		
改正	平成 1 0 年	1 1 月 1 8 日	農産第 1 8 3 2 号
改正	平成 1 5 年	9 月 3 日	農産第 1 0 9 8 号
改正	平成 1 7 年	7 月 2 1 日	農産第 6 2 2 号
改正	平成 1 8 年	7 月 1 9 日	農産第 5 2 3 号
改正	平成 2 2 年	4 月 1 日	農産第 1 5 9 3 号
改正	平成 2 5 年	4 月 1 日	農産第 1 1 6 6 号
改正	平成 3 0 年	4 月 1 日	農産第 1 5 5 5 号
改正	平成 3 1 年	4 月 1 日	農産第 1 6 2 2 号

第 1 目 的

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例事務取扱要領（平成31年4月1日農産第1619号農政部長通知）第3第1項における種子協議会の設置は、この要領に定めるところによる。

第 2 協議事項

協議会は、次の事項について協議、検討を行う。

- (1) 種別、品種別の種子の需給の見通しに関する事項
- (2) 原原種ほ、原種ほ及び採種ほの設置に関する事項
- (3) 種子の備蓄に関する事項
- (4) その他種子の安定供給に関する必要な事項

第 3 構成

- 1 協議会は、別表に掲げる関係機関・団体の実務責任者をもって構成する。
- 2 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

第 4 運営

- 1 協議会は、北海道農政部長が招集し、主宰する。
- 2 協議会は、協議事項の内容に応じて関係する構成員のみで開催することができる。

第 5 庶務

協議会の庶務は、北海道農政部生産振興局農産振興課において処理する。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関しては必要な事項は北海道農政部長が別に定める。

(別表)

北海道種子協議会構成員

構 成 機 関 ・ 団 体 名
北海道農業協同組合中央会
ホクレン農業協同組合連合会
十勝農業協同組合連合会
上川生産農業協同組合連合会
一般社団法人北海道米麦改良協会
北海道豆類種子対策連絡協議会
公益財団法人日本特産農作物種苗協会
北海道農産物集荷協同組合
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 北海道農業研究センター
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
北海道農政部（生産振興局技術普及課） （生産振興局農産振興課）